

2026年度留学生借り上げ宿舎支援事業概要

本事業は、留学生が我が国において安心して充実した留学生活を送るために、大学等が民間宿舎を借り上げること等により宿舎を提供する場合に、必要な経費を支援しています。2026年度の事業の概要は以下のとおりです。

文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援

支援対象となる留学生が、大学等によって賃貸借契約が締結された宿舎に居住する場合に、契約にかかる費用等の経費を支援します。
(支援対象者の要件、賃貸借契約期間、支援金の使途及び使用期間等に指定あり。)

支援対象となる留学生	学習奨励費受給者又は在留資格「留学」により日本の大学等に在籍し、かつ、渡日後1年以内又は国内から進学し入学後1年以内に居住を開始する者
賃貸借契約期間	2026年4月～2027年3月を含む1年以上の賃貸借契約期間があること、又は2026年5月～2026年11月1日までの間を契約開始日とした賃貸借契約を新規に締結し、契約期間が契約開始日～2027年3月を含み1年以上あること。
申請時期	◆特別先行募集：2026年7月1日～2026年7月13日（学習奨励費受給者が居住する宿舎のみを対象） ◆一般募集：2026年11月1日～2026年11月13日
支援金額	一戸につき上限8万円（単身用）又は13万円（世帯用）
支援予定戸数	1,178戸（海外留学支援制度（協定受入）支援との合計戸数） ※支援予定戸数は変更となる場合がある。

海外留学支援制度（協定受入）支援

支援対象となる留学生が、大学等によって賃貸借契約が締結された宿舎に居住する場合に、契約にかかる費用等の経費を支援します。
(支援対象者の要件、賃貸借契約期間、支援金の使途及び使用期間等に指定あり。)

支援対象となる留学生	日本学生支援機構によって採用された2026年度海外留学支援制度（協定受入）採択プログラムにより渡日し、海外留学支援制度（協定受入）奨学金を受給する者
賃貸借契約期間	2026年4月～2027年3月の間の海外留学支援制度（協定受入）採択プログラムによる支援期間を含む賃貸借契約期間があること。
申請時期	2026年11月8日～2026年11月20日
支援金額	一戸につき上限8万円（単身用）又は13万円（世帯用）
支援予定戸数	1,178戸（文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援との合計戸数） ※支援予定戸数は変更となる場合がある。

ホームステイ支援

大学等が支援対象となる留学生を指定する一般家庭に7泊以上宿泊させる場合に、一般家庭に支払うための経費を支援します。

支援対象となる留学生	大学間交流協定等により渡日する者（海外の大学等に在学し、渡日後1年以内の者）
申請時期等	◆年間計画申請（大学等→機構）：2026年6月30日締切 ◆申請上限額通知（機構→大学等）：2026年7月下旬 ◆支援金の申請（大学等→機構）：2026年8月、10月、12月、又は2027年2月の末日締切
支援金額	一家庭につき上限2万円
支援予定数	50家庭

募集についての詳細は、2026年6月上旬以降に、在籍する大学等にご確認ください。